平成２９年（フ）第２４６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第15地割105番地12　コーポぶなの樹２号
債務者　澤巳しのぶ
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６号
山形県鶴岡市三瀬戊196番地
債務者　加藤　善雄
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１０８２号
福岡市博多区吉塚１丁目45番31―606号
債務者　大坪　繁幸
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７７号
福岡県春日市春日６丁目74番地２
債務者　春田　剛博
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９２号
福岡県大野城市山田２丁目７番35号　フレグランス香野101号
債務者　道上　勝美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９５号
福岡市早良区原３丁目６番27号
債務者　高橋　茂子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２０７号
福岡市東区箱崎２丁目27番４号
債務者　小川　理香（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２１１号
福岡市東区多々良１丁目27番18号
債務者　大友　靖宏
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２１７号
福岡市博多区板付７丁目５番２―602号
債務者　仲野　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２２９号
福岡市西区小戸４丁目15番31―105号
債務者　浦橋　暁子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２３４号
福岡県大野城市白木原１丁目１番22号　フローラル若林306号
債務者　大坪　浩子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５号
北海道苫小牧市矢代町１丁目６番25号
債務者　山口　幸江
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第９８号
北海道苫小牧市澄川町４丁目４番３号　レジュール24　102号
債務者　大野　愛美（旧姓米沢）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第９９号
北海道苫小牧市見山町４丁目４番16号　コーポ祐Ａ２階右
債務者　髙野　清忠
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市北光町４丁目11番19号　篠永アパート201
債務者　木林　英樹
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市字勇払６番地の25
債務者　大内　正文
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５６３号
仙台市若林区六丁の目中町５番１―403号
債務者　近藤　優子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係